

2025 年度

NPO 等と真鶴町が連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業

公募要領



幸せをつくる
真鶴時間

2025 年8月

真鶴町役場

健康こども課

1. 事業の目的

近年、地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少し、不登校や虐待、こども・若者の自殺者増加など、こどもを取り巻く環境は一層厳しく複雑化している。

真鶴町においても、町民ニーズ調査や意見交換会等を通じて、こども・若者支援として「放課後等に気軽に行ける安全な居場所」への高い期待が示されており、2024 年度に策定された真鶴町こども計画においても、「こども・若者を真ん中に、町で育ちあう」ことが基本理念として掲げられた。2025 年 4 月には、真鶴町において新たな放課後こども教室として、「全児童対策事業」も実施されるとともに、すでに町内各所にて、民間事業として様々なこども・若者の居場所づくりや支援活動も萌芽している。

このような状況を受け、本事業では、真鶴町のこども・若者を巡る社会資源を最大限に活かし、町内各所で、公民連携による多様なこども・若者の居場所づくりを推進することを目的とする。

また、連携事業を通じて、取り組みへの効果的な支援方法等についても検証し、真鶴町におけるこどもの居場所づくりの可能性をさらに広げていく。

2. 事業の内容

本事業は、国の「NPO 等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業」に真鶴町が採択されたものであり、NPO 法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこども・若者の可能性を引き出す取り組みへの効果的な支援方法等の検証に資する事業を対象とする。

民間で取り組む居場所づくり(新規整備、既存事業の改善・強化・活性化等)や、全児童対策事業等の行政が推進する施策との連携事業等に対して補助金を交付する。採択された事業を実施する中で、こどもの居場所づくりに必要な支援策を検証する。

※具体的な居場所を有していなくても、町内の居場所に訪問し、遊びや学びのプログラムを提供するアウトリーチ型支援事業も対象とします。

※「全児童対策事業」とは、真鶴町が 2025 年度に新たな放課後のこどもの居場所として試行しており、地域住民等の協力による見守りの中で、「こどもたちが自ら放課後をつくる」を大切にしたい居場所を提供している。小学生全児童が無料で利用できる。

3. 応募資格

社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社会法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、その他の法人(以下、「社会福祉法人等」という)であって、以下の要件をすべて満たすもの。

- (1) こどもの居場所づくりに熱意をもって取り組む意思のあること。
- (2) 本事業目的を十分に理解し、その実現に向けて主体的かつ継続的に活動できること。
- (3) 申請する前年度において当該法人としての事業実績がある等良好な運営がなされていること。
- (4) 過去において、法令等に違反する等の不正行為(故意又は重大な過失によるものに限る。)を行った法人の場合は、補助金の返還を命じられた日が属する年度の翌年度以降 1 年以上 5 年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間を経過していること。

4. 補助限度額・補助率

申請 1 件あたり 1,000 千円

補助率 定額（対象経費の 10/10 相当）

※採択件数によっては、予算内で補助金額を算定することから、申請額の満額採択とならない場合がある。

5. 対象経費

事業の実施に必要な報酬、給料及び職員手当等〔賃金〕、共済費、報償費〔諸謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費〔雑役務費、通信運搬費〕（通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

※上記補助対象経費以外の経費の計上は認められない。

補助対象経費の基準額の考え方については、別添「国庫補助協議額積算上の費目単価」にあるとおりとするため、必ず参照すること。

6. 事業期間

補助金交付決定日～2026 年 3 月 6 日(金)

7. 応募方法等

本事業の補助金を受けようとする企画提案者(社会福祉法人等)は以下に定めるところにより、提出期限までに、提出書類を作成し、健康こども課宛に提出すること。なお、提出書類の作成等応募に係る費用は、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。

(1) 提出書類＜必須＞

- ① (様式1)応募書類提出届
- ② (様式2)事業提案書 ※(様式2)に追加で提案企画資料を提出することは可能
- ③ (様式3)経費計画
- ④ (様式4)事業の実施体制
- ⑤ (様式5)法人の概況書
- ⑥ (様式6)誓約書
- ⑦ (任意様式)団体の規約・定款

(2) 提出期限

2025 年 9 月 8 日(月) 17:00

(3) 提出方法

提出書類は、5部(正本 1 部、副本 4 部)を郵便又は持参により、担当課へ提出。

ただし、郵便の場合は期間中に到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先・問合せ先

真鶴町役場 健康こども課

住 所: 〒259-0201 神奈川県足柄下真鶴町真鶴 433-1

情報センター真鶴2階 ※開館時間:午前 9 時～午後 17 時(土日を除く)

電 話: 0465-68-1131(内線2324) 担当:岸本

8. 審査・採択

(1) 選定方法

真鶴町職員(幹部職員)で構成する選定委員会を開催する。応募者による提案内容の説明と質疑応答を実施し、選定する。

(2) 審査・採択基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行うこととする。ただし、①～④を満たしていない応募者については、他項目の評価に関わらず採択しないものとする。

- ① 応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が本事業の趣旨に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法・実施スケジュールが現実的か。
- ④ 応募者が事業を遂行するための能力(知見、経験、実行体制)を有しているか。
- ⑤ 一過性ではなく、次年度以降への継続性を有しているか。
- ⑥ その他、追加で評価できる項目を有しているか。

【例】新規性、独自性、立地性(居場所空白地域での取り組み)、
取り組みの広がり(町民・町内事業者との連携等)等

(3) 選定結果の通知

選定結果は、応募者全員に通知する。

9. スケジュール

(1) 応募期間

2025 年8月1日(金)～9月8日(月)

(2) 選考(選定委員会の開催)

2025年9月16日(火)～18日(木)の期間に実施予定であり、別途、応募者に通知する。

(3) 選定結果の通知

上記選定委員会の開催後、速やかに通知する。

(4) 事業期間

補助金交付決定日～2026 年 3 月6日(金)

10. 配布資料

- ① (様式1)応募書類提出届
- ② (様式2)事業提案書
- ③ (様式3)経費計画
- ④ (様式4)事業の実施体制
- ⑤ (様式5)法人の概況書
- ⑥ (様式6)誓約書
- ⑦ (別 添)国庫補助協議額積算上の費目単価

11. 事業終了後に提出する報告書(以下、「成果物」という。)等について

(1) 事業に係る成果物については、以下の構成により作成すること。

- ① 事業要旨(概要をまとめたもの)
 - ② 事業目的
 - ③ 事業の実施内容(成果に至るプロセス)
 - ④ 実施結果
 - ⑤ 分析・考察

(2) 成果物は A4 版で作成し、健康こども課に提出。

※報告いただいた成果物は町の HP 等で掲載する場合があることを了承の上でご応募ください。

(3) 本事業は、NPO 法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこども・若者の可能性を引き出す取り組みへの効果的な支援方法等の検証に資する事業であることから、真鶴町と協力して検証作業を行い、報告書を作成すること。

12. 留意事項

次に該当する取組については、本事業の対象としない。

- ① 2026年3月6日(金)までに終了しない事業である場合
- ② 事業内容がこどもの居場所づくりに対して効果的な支援方策を明らかにするという目的に合致していない場合
- ③ 他制度による補助対象事業(注)及び国庫補助が廃止(一般財源化)された事業
- ④ 第三者への資金交付を目的とした事業
- ⑤ 事業の大部分が設備又は備品の購入等である事業
- ⑥ 営利を目的とした事業
- ⑦ 補助対象額が 50 万円に満たない事業
- ⑧ 事業に携わる者と経理に携わる者が兼務している場合
- ⑨ 事業の主たる目的が教育活動であるもの

なお、幅広いテーマを対象とするため、そのテーマ毎に分類・評価することから、上記①～⑨に該当しない事業であっても必ず採択となるものではない。

受理番号	
------	--

(様式1)

年 月 日

真鶴町長 小林 伸行 あて

【提案者】

団体名

代表者名



住所(所在地)

Eメール

連絡先 () -

応募書類提出届

下記事業について、以下の書類を提出します。

記

事業名称:2025 年度 NPO 等と真鶴町が連携した子どもの居場所づくり支援モデル事業

提出書類	
☐	(様式2)事業提案書 ※添付資料として企画書・参考資料の提出可
☐	(様式3)経費計画
☐	(様式4)事業の実施体制
☐	(様式5)法人の概況書
☐	(様式6)誓約書
☐	団体の規約・定款(任意様式)

注)提出する際、□を塗りつぶすこと。

事業提案書

提 案 名		
提 案 の 目 的	※現状の課題と目指す姿を簡潔に記載すること。	
実 施 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
提案企画の内容	※実施内容、作業スケジュール等を記載のこと。 ※別添として企画書・参考書類の提出可。	
次年度以降の展開	※今回の事業を受け、次年度以降の取り組み・展開を記載のこと。 ※別添として企画書の提出可。	
補 助 申 請 額	円	
経 費 の 配 分	町補助金	円
	その他	円
備 考		

(様式3)

					団体名:	
経 費 計 画						
費 目		種 別	内 訳			
		種別小計	摘 要	積 算	金 額	
報酬・給料及び職員手当等〔賃金〕		0円				
共済費		0円				
報償費〔諸謝金〕		0円				
旅費		0円				
需用費	消耗品費	0円				
	燃料費	0円				
	食糧費〔会議費〕	0円				
	印刷製本費	0円				
	光熱水費	0円				
	修繕費	0円				
	需用費小計	0円				
役務費	通信運搬費	0円				
	広告費	0円				
	手数料	0円				
	筆耕翻訳料	0円				
	保険料	0円				
	役務費小計	0円				
委託料		0円				
使用料及び賃借料		0円				
備品購入費		0円				
支出額合計(A)						
収入額(B)		0円				
差引合計(A)-(B)		0円				
※必要に応じて行を追加すること。						

(様式4)

団体名	
-----	--

事業の実施体制

--

(様式5)

法人の概況書

法人名		代表者 氏名	
住所	〒	代表 電話	
法人設立年月日 【法人番号】	(元号) 年 月 日 【 】	職員数	人(うち常勤 人)
事業内容			
直近過去5年間の 実績等 (活動内容)			

誓 約 書

☐ 当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、その場合、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所(又は所在地)

社名及び代表者名